

令和
3年度

給与所得等に係る市民税・府民税

特別徴収の手引

京都府と府内全ての市町村は、原則として全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底します。

特別徴収による納税のしくみ

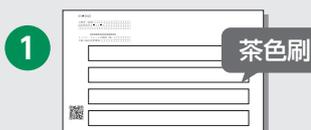


地方税法第321条の3(個人の市町村民税の特別徴収)等の規定により、給与所得に係る個人住民税(市・府民税)は特別徴収で納めることとされています。

同法第321条の4(特別徴収義務者の指定等)の規定により、所得税の源泉徴収義務者である事業者(給与支払者)は給与所得に係る個人住民税を特別徴収することが義務づけられています。事業者や従業員の希望により選択できる制度ではありません。

すでに特別徴収を実施している事業者の皆様につきましても、全ての従業員(パート・アルバイト等も含む)の特別徴収を実施していただきますようお願いいたします。

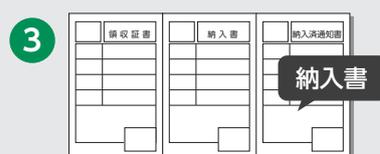
同封書類



令和3年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)



令和3年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)
圧着部分を剥がさずに、各受給者(納税義務者)に配付してください。



令和3年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収の納入書

注意事項

- 提出された「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」のうち、令和3年4月20日以降に受け付けたものについては、当初(令和3年5月17日付け)に送付する通知書には反映されていないため、特別徴収対象者として記載されています。
- また所得税の確定申告等の申告期限の延長等により通知に反映されていない場合があり、これらの修正は変更通知書により、翌月以降に通知します。
- 退職や転勤をされた従業員等について、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を未提出の場合は、その従業員等に係る特別徴収義務が継続したままとなりますので、至急御提出くださいますようお願いいたします。

P.5 ~ 参照

特別徴収義務者の皆様へ

日ごろは、本市の税務行政の推進に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和3年度の市民税・府民税につきまして貴事業所に特別徴収をお願いすることとなりました。

つきましては、この「給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収の手引」を御覧いただき、特別徴収事務を適切に進めていただきますようお願いいたします。

令和3年5月 京都市長

— も く じ —

section 1 給与からの特別徴収について

給与からの特別徴収の手続	1
給与からの特別徴収税額の納入方法	2
納入書の記載例	4
給与所得者異動届出書の提出方法	5
★退職・転勤等により特別徴収が継続できなくなる場合	
給与所得者異動届出書の記載例	6
異動届出書様式	7
★採用等により新たに特別徴収とする場合	
特別徴収への切替申出書の記載例	8
切替申出書様式	9

section 2 給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書について

特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)茶色刷の表示内容	10
-----------------------------------	----

section 3 退職手当等からの特別徴収について

退職手当等からの特別徴収の手続方法	11
退職手当等からの特別徴収税額の計算方法	13
退職所得に係る市民税・府民税の納入申告書・納入内訳届出書の記載例	15
納入内訳届出書様式	16

section 4 名称等の変更届出書について

名称等の変更届出書の記載例	17
変更届出書様式	18
■ 指定通知書	19
■ 令和3年度から適用される主な税制改正	21
■ 京都市のお問い合わせ先/郵送用宛名タグ	裏表紙

eLTAX【エルタックス】について

エルタックスとは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。
「給与支払報告書」「給与所得者異動届出書」「名称等の変更届出書」等の電子申告・届出・納税が可能です。
利用可能な時間は、8:30～24:00(※土日祝、年末年始12月29日～1月3日を除く)です。
エルタックスの利用届出や申告方法の詳しい情報については、エルタックスホームページを御覧ください。
※ 毎月最終土曜日及び翌日の日曜日にご利用いただけます。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAX ホームページの「よくあるご質問」..... <https://eltax.custhelp.com/>

給与からの特別徴収の手続

1 特別徴収税額の通知について

特別徴収税額は、給与支払者(特別徴収義務者)を通じて受給者(納税義務者)へ通知することとなっています。今回、お送りしている書類の説明は下記のとおりです。

なお、**決定通知書の再発行はできませんので、紛失・破損等しないよう注意してください。**

(1) 令和3年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書
(特別徴収義務者用) **茶色刷**

この通知書は、給与支払者(特別徴収義務者)が各受給者(納税義務者)から徴収していただく各月ごとの合計金額を記載した税額の通知です。**給与支払者(特別徴収義務者)が大切に保管してください。**

詳細はP.10参照

(2) 令和3年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書
(納税義務者用) **緑色刷**

この通知書は、各受給者(納税義務者)に市民税・府民税の特別徴収税額を通知するものです。通知期限は5月31日となっていますので、**圧着部分を剥がさずに、速やかに各受給者(納税義務者)に配付してください。**受給者本人から課税内容に関する質問等がある場合は、ご本人にお答えしますので、受給者本人から通知書に記載している市税事務所市民税担当へお問い合わせいただくようご案内ください。

(3) 令和3年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収の **納入書**

eLTAXの地方税共通納税システムや住民税自動振替サービスを利用されている場合など、納入書を使用しないことを事前に連絡していただいている給与支払者(特別徴収義務者)につきましては同封していない場合もあります。今回納入書の同封があり、次年度以降納入書の送付が不要な場合は、電話で連絡いただくか次年度の給与支払報告書を提出する際に、総括表にその旨を記載して提出してください。

※ eLTAX又は光ディスク等により給与支払報告書の提出をしている場合は、特別徴収税額の決定通知書に加え、eLTAXからのダウンロード、ディスクの送付により税額通知書データも提供しています(eLTAXによる給与支払報告書の提出時に「希望する受取方法」を「書面」のみとされた場合は、税額通知書データは提供していません)。

2 特別徴収税額の徴収について

同封の「特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」の納付額欄に、それぞれの受給者(納税義務者)に係る各月の納付額が記載されていますので、**各月の給与の支払いの際に、当該月の納付額を徴収してください。**

各月の特別徴収税額は、該当年度分の特別徴収税額を12分割(6月から翌年5月まで)して算出します。(6月以降に通知したものについては、特別徴収開始月から翌年5月までの月数で分割します)

なお、月割額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は最初に徴収する月に加算します。また、特別徴収税額が均等割相当額以下の方につきましては、最初に徴収する月にその全額を徴収することとなっています。

3 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後に、**課税内容に変更が生じた場合**には、「特別徴収税額の変更通知書(特別徴収義務者用及び納税義務者用)」を送付しますので、給与支払者(特別徴収義務者)から受給者(納税義務者)に変更通知書(納税義務者用) **緑色刷** を配付するとともに、変更月以後については、**変更通知書(特別徴収義務者用) 茶色刷** に記載された変更後の納付額を徴収してください。

なお、個人の課税内容に関する質問等がある場合は、受給者本人から通知書(納税義務者用) **緑色刷** に記載している市税事務所市民税担当へお問い合わせください。

給与からの特別徴収税額の納入方法

1 納入方法について

徴収した納付額については、同封の「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収の納入書」(以下、「納入書」といいます。)に必要事項を記入のうえ、下記 **3** に記載している金融機関等で納入してください。

- 京都市では特別徴収税額の納入について口座振替制度は御利用いただけません。
- 金融機関独自の住民税自動振替サービス等を利用される場合の、京都市の市区町村コードは、特別徴収義務者の所在地にかかわらず「**261009**」です。
- 同サービスを利用される際は、市区町村コード及び特別徴収義務者指定番号をお間違えのないよう御注意ください。
- 国庫金振込を利用される際の、京都市の指定金融機関は**三菱UFJ銀行京都支店**です。納入時には、振込明細票に特別徴収義務者指定番号及び特別徴収した年月を漏れなく記入してください。

令和元年10月1日からeLTAXの地方税共通納税システムを利用し、インターネットで納税することができます。詳細は、eLTAXホームページを御覧ください。(表紙裏面もくじ下)

なお、本市での納付情報の管理上必要ですので、納税の際は通知書に記載の特別徴収義務者指定番号(6桁)を入力していただきますようお願いいたします。

2 納入書について

納入書は、令和3年6月分から翌年5月分までの12枚と予備2枚の14枚綴りとなっていますので、納入に当たっては、それぞれ特別徴収した月分の納入書を使用してください。

書き損じ等により納入書に不足が生じた場合は、京都市ホームページからダウンロードしてください。ホームページについては、裏表紙を参照してください。

書き方についてはP.4参照

3 市税の納入場所(令和3年4月1日現在)

- 京都市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所、右京区役所京北出張所
- 指定金融機関及び以下の収納代理金融機関(全国の本店・支店・出張所で取り扱います。)
銀 行..... みずほ 三菱UFJ 三井住友 りそな
北陸 北國 福井 滋賀 京都 関西みらい 池田泉州 南都
但馬 福邦 徳島大正
信 託 銀 行 三菱UFJ みずほ 三井住友
信 用 金 庫..... 京都 京都中央
信 用 組 合..... 京滋 近畿産業
農 業 協 同 組 合 京都府信用農業協同組合連合会 京都市 京都中央 京都
そ の 他..... 近畿労働金庫
- 近畿2府4県の区域内に所在するゆうちょ銀行直営店及び郵便局
(京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県)
- 上記以外のゆうちょ銀行直営店及び郵便局
既に指定しましたゆうちょ銀行直営店及び郵便局に限り取り扱います。*

* 近畿2府4県の区域外のゆうちょ銀行直営店及び郵便局を利用するには、京都市の収納機関としての指定が必要になります。未指定のゆうちょ銀行直営店及び郵便局での納入の際には、**19ページの指定通知書**をゆうちょ銀行直営店等に提出してください。また、利用されるゆうちょ銀行直営店等を変更される場合は、改めて**指定通知書**の提出が必要となります。

4 納期限について

徴収した月の翌月の10日（休日又は金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日）までに納入してください。

なお、納期の特例の承認を受けた場合は下記 **5** のとおりです。

また、納期限後に納入された場合は延滞金が加算される場合がありますので、納期限までに必ず納入してください。



5 納期の特例について

給与の支払いを受ける人が常時10人未満の給与支払者（特別徴収義務者）に限り、市町村長に対して申請を行い、承認を受けた場合は、承認を受けた日の属する月以後の徴収税額については、次のとおり、年2回に分けて納入することができます。

徴収月	納期限
令和3年6月分から 令和3年11月分まで	令和3年12月10日 (11月分の納入書を使用してください。)
令和3年12月分から 令和4年5月分まで	令和4年6月10日 (5月分の納入書を使用してください。)

この制度についての質問や、制度の利用を検討される場合等は、京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）までお問い合わせください。また、京都市ホームページから申請書のダウンロードができます。

6 延滞金について

納期限後に税額を納入する場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、次の表の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を税額と共に納入してください。

期 間	延滞金の割合
納期限の翌日から 1月を経過する日までの期間	年 2.5 % (令和3年中) (令和4年1月以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(上限は年7.3%))
納期限の翌日から 1月を超える期間	年 8.8 % (令和3年中) (令和4年1月以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合は当該延滞金特例基準割合に7.3%の割合を加算した割合(上限は年14.6%))

なお、延滞金の額を計算するに当たっては、計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、計算の基礎となる税額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。

また、延滞金が1,000円未満であるときはその全額を切り捨て、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。

(注)「延滞金特例基準割合」とは、当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する短期貸出約定平均金利に年1.0%を加算した割合(令和3年中は1.5%)をいいます。

納入書の記載例

京都市からお送りしている納入書には「領収証書」、「納入書」、「納入済通知書」の3種類の調書が綴られています。**3種類とも同様に記入してください。**

書き損じ等により納入書に不足が生じた場合は、京都市ホームページからダウンロードしてください。ホームページについては、裏表紙を参照してください。

【記載例】

納入される年月分の納入書を使用してください。予備の納入書を使用されるときは記入してください。

毎月の給与から徴収した金額を記入してください。(一括徴収分を含みます。)

退職所得に係る市民税・府民税がある場合に記入してください。
なお、この欄に記入された場合は、納入済通知書の裏面の「市民税・府民税納入申告書」に必要事項を記入したうえで納入するとともに、「退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収税額納入内訳届出書」を京都市市税事務所法人税務担当(特別徴収担当)へ提出してください。

京都府		個人市民税										
京都市		個人府民税										
市区町村コード		納入書 ㊤										
261009												
口座番号		加入者名										
01050-9-960166		京都市会計管理者										
令和3年9月分		指定番号										
		180001										
納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む)	千	百	十	万	千	百	十	円			
					¥	1	1	3	0	0	0	0
	退職所得分				¥	1	1	4	4	3	0	0
	延滞金											
合計額					¥	1	2	5	7	3	0	0
納期限		令和3年10月11日										
(特別徴収義務者) 住所又は所在地												
京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地												
氏名又は名称												
洛中商事株式会社												
上記のとおり納入します。												
※ 日計										領収日付印		
※印は郵便局等において使用する欄です。												
整理番号(66)												
(金融機関又は郵便局等保管)												

※京都市では特別徴収税額の納入について口座振替制度は御利用いただけません。

金額は訂正できません。書き損じの場合は、予備の納入書を使用してください。

予備の納入書を使用されるときは記入してください。

氏名又は名称は訂正できませんが、指定番号に誤りがなければそのまま御使用いただけます。
名称変更等があり、新しい名称の納入書を使用されたい場合は、京都市ホームページからダウンロードしていただくか、京都市市税事務所法人税務担当(特別徴収担当)へ納入書の再発行を依頼してください。

京都市から送付した納入書を使用されない特別徴収義務者の方へ

- 金融機関独自の住民税の自動振替サービス等を利用されている場合は、御利用の金融機関へ特別徴収義務者指定番号を連絡してください。
- 独自に納入書を作成される場合は、全国统一様式に準じた様式にしてください。また、口座番号、加入者名、特別徴収義務者指定番号は必ず記入してください。京都市から送付した納入書は破棄してください。
- 京都市の市区町村コードは「261009」です。

国庫金振込御利用の特別徴収義務者の方へ

京都市の指定金融機関は「三菱UFJ銀行京都支店」です。

納入時には、振込明細票に特別徴収義務者指定番号及び特別徴収した年月を必ず記入してください。

給与所得者異動届出書の提出方法

1 手続きについて

受給者（納税義務者）が退職、転勤、休職、死亡等により、給与の支払いを受けなくなった場合は、給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下、「給与所得者異動届出書」といいます。）を京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）へ提出してください。（「給与所得者異動届出書」は本手引書の7ページにありますのでコピーして使用してください。コピーの場合、提出は1枚で構いません。また、京都市ホームページからダウンロードもできます。）

なお、「給与所得者異動届出書」を提出されない場合には、当該受給者（納税義務者）に係る特別徴収義務が継続したままとなり、未納金額について督促状等が送付されることがありますので、異動が発生した場合は必ず提出してください。

2 一括徴収（残りの税額をまとめて徴収して納入）の場合

退職の日が令和3年6月1日から12月31日間の受給者（納税義務者）の未徴収税額につきましては、本人からの申出があれば、最後の給与又は退職手当等から一括徴収することができます。

退職の日が令和4年1月1日から4月30日間の受給者（納税義務者）の未徴収税額につきましては、最後の給与及び退職手当等の合計額が未徴収税額に満たない場合を除き、受給者（納税義務者）の意思にかかわらず、一括して徴収しなければなりません。（死亡による退職の場合を除く。）

3 令和4年度の給与支払報告書提出後、令和4年5月31日までに給与所得者に異動が生じた場合

給与支払報告書（令和3年中の支払分）を該当市町村に提出した後、令和4年5月31日までの間に、受給者（納税義務者）に異動が生じた場合は、給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月10日までに、当該受給者（納税義務者）の給与支払報告書を提出した市町村へ「給与所得者異動届出書」を提出してください。

このとき、令和3年度に特別徴収の対象となっている方で、転居等により受給者（納税義務者）の令和3年1月1日現在の住所地と令和4年1月1日現在の住所地が異なる場合、令和3年度と令和4年度の課税市町村が異なるため、両方の市町村へ「給与所得者異動届出書」を提出する必要があります。

（例）令和3年10月に京都市から大阪市へ転居、令和4年3月31日に退職した場合

年度	異動届出書提出先	提出期限
令和3年度	京都市へ提出	令和4年4月10日
令和4年度	大阪市へ提出	令和4年4月10日

4 休業・解散等に伴い特別徴収が継続できなくなる場合

給与支払者（特別徴収義務者）が、休業、解散又は合併等により、特別徴収が継続できなくなる場合には、特別徴収の対象となっている受給者（納税義務者）全員（税額0円のものも含む）について「給与所得者異動届出書」を提出してください。

★退職・転勤等により特別徴収が継続できなくなる場合

給与所得者異動届出書の記載例

1 退職で残りの税額を普通徴収(本人が納付)にする場合

国外に転出される場合は、普通徴収の納税通知書を本人の代わりに国内で受け取り、納税する納税管理人が必要となります。届出先など詳しくは京都市ホームページで御案内しておりますので参照してください。

【記載例：12月まで徴収し、1月以降徴収できなくなる場合】

市町村民税 道府県民税 (宛先)京都市長 令和3年12月27日提出	給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書	人事課 給与係 氏名 鴨川 花子 電話 075-123-4567	2年度 特別徴収指定番号 3年度 特別徴収指定番号 180001 4年度 特別徴収指定番号 5
所在地 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 名称 洛中商事株式会社 個人番号又は法人番号 0123456789012	フリガナ キョウト タロウ 氏名 京都 太郎 生年月日 昭和55年5月5日生 個人番号 99999999999999999999 1月1日現在 京都市右京区太秦〇町31 異動後	(ア) 特別徴収税額(年税額) 154,500 (イ) 徴収済税額 90,500 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 64,000	異動年月日 令和3年12月27日 異動の事由 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収(本人が納付) 1月1日以降退職時までの給与支払額 控除社会保険料額
① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。) ② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。) ③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。) この欄は、一括徴収(残りの税額をまとめて徴収)の場合にのみ記入します。			

2 転勤の場合

受給者(納税義務者)が、新たな勤務先において引き続き特別徴収の継続を希望する場合は、必ず事前に新たな勤務先の経理担当者に連絡したうえで、「給与所得者異動届出書」の「新しい勤務先(特別徴収義務者)」欄の所在地、名称、電話番号、月割額及び徴収開始月を記入して提出してください。

【記載例：12月まで徴収し、1月から新しい勤務先で特別徴収する場合】

市町村民税 道府県民税 (宛先)京都市長 令和3年12月27日提出	給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書	人事課 給与係 氏名 鴨川 花子 電話 075-123-4567	2年度 特別徴収指定番号 3年度 特別徴収指定番号 180001 4年度 特別徴収指定番号 5
所在地 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 名称 洛中商事株式会社 個人番号又は法人番号 0123456789012	フリガナ キョウト タロウ 氏名 京都 太郎 生年月日 昭和55年5月5日生 個人番号 99999999999999999999 1月1日現在 京都市右京区太秦〇町31 異動後	(ア) 特別徴収税額(年税額) 154,500 (イ) 徴収済税額 90,500 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 64,000	異動年月日 令和3年12月27日 異動の事由 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収(本人が納付) 1月1日以降退職時までの給与支払額 控除社会保険料額
① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。) ② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。) ③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。) この欄は、一括徴収(残りの税額をまとめて徴収)の場合にのみ記入します。			

給与からの特別徴収について

給与と所得者異動届出書の特別徴収税額の決定・変更通知書について

退職・転勤等による特別徴収の継続

名称等の変更届出書について

市町村民税 給与支払報告 給与所得者異動届出書

特別徴収

付印 3

所在地	氏名	担当	2年度	特別徴収指定番号
名称	電話	氏名	3年度	特別徴収指定番号
個人番号又は法人番号				

給与支払者 (宛先) 京都市長

令和 年 月 日 届出

フリガナ	特別徴収税額 (年税額)	未徴収税額 (ア) - (イ)	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
氏名	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額	1 転勤・転籍	① 特別徴収継続	控除社会保険料額
生年月日	月分から 月分まで	月分から 月分まで	2 退職 3 死亡	② 一括徴収	
個人番号	円	円	4 休職 5 長欠	③ 普通徴収 (本人が納付)	
住居			6 その他		
住所			a. 支払少額 b. 支払不定期 c. 上記以外 (通信欄に記載)		
異動後					

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

所在地 氏名 特別徴収指定番号 氏名 担当 者 電話 法人番号

新しい勤務先 (左記担当者) へは、 月分 (翌月10日納期限分) 円

を徴収し、納入するよう連絡済です。 月分 (翌月10日納期限分) ~ 円

※ 新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。

1 異動年月日が12月31日以前かつ本人からの申出があったため。

2 異動年月日が1月1日以降かつ特別徴収の継続の希望がないため。

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1 異動年月日が6月1日~12月31日かつ本人からの申出がないため。

2 異動年月日が1月1日~4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額 (ウ) を一括徴収できないため。

3 死亡による退職のため。

徴収予定額 ((ウ)と同額) 円

1の場合 本人印

月分 (翌月10日納期限) で納入します。

通信欄 (京都市への特段の連絡事項がある場合はこちらにご記入ください)

注意事項等

- 本書は、特別徴収の (個人の市町村民税・道府県民税 (住民税) を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を出した) 従業員等が、異動 (退職・転勤等) した場合作りに提出いただく用紙です。
- 提出期限は、該当の従業員等の異動があった日の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 太線枠内を記入し、ご提出ください。
- 本書とは別に、翌年の1月31日 (土日) の場合は、2月第1曜日に までに給与支払報告書 (個人別明細書及び総括表) を提出してください。
- 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

A	B	C	D	E	F
---	---	---	---	---	---

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書 (特別徴収義務者用) をご確認ください。

退職の日の一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず各種税額をまとめて徴収してください。

特別徴収への切替申出書の記載例

新規採用等により新たに特別徴収したい場合や、普通徴収の受給者を特別徴収に切り替えたい場合は、この「特別徴収への切替申出書」(次ページにありますのでコピーして使用してください。また、京都市ホームページからダウンロードもできます。)を京都市市税事務所法人税務担当(特別徴収担当)へ提出してください。

【記載例】

付 受 印		特別徴収への切替申出書			
(宛先) 京都市長 令和 3年 7月 20日 提出	所在地(住所) (〒 604-8571) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 フリガナ ラクチュウショウラカブシカイシャ 名称(氏名) 洛中商事株式会社	特別徴収義務者 指 定 番 号	180001	新規	
		この申出 書に 応答 される方	所属 氏名 電話	人事課 鴨川 花子 075-123-4567	
切替を希望する者 (納税義務者)	現住所 京都市山科区安朱〇〇町100	普通徴収 年 税 額	44,200 円		
	フリガナ ヤマシナ タロウ 氏 名 山科 太郎 生年月日 大・昭・平 50年 12月 20日生	普通徴収 納付済額	11,200 円	1	期分 まで納付済
普通徴収の納税者コード (不明の場合は記入不要) 2 2 1 1 2 2 3 3 4 4 5		普通徴収の 2 期分から特別徴収への切替を希望します。			
連絡事項		納入書の要否 <input checked="" type="radio"/> 要 ・ <input type="radio"/> 不要			

※ 普通徴収の納期限が過ぎた税額及び過年度分については、特別徴収への切替はできません。また、「指定納期限」と記載がある納付書は、切替ができない場合があります。
※ 65歳以上の公的年金を受給されている方は、年度途中での給与からの特別徴収への切替はできません。

前勤務先を退職されて間もない場合等で、普通徴収の納付書をお持ちでない場合は、記入不要です。

記入に当たっての注意点

- (1) 普通徴収の納期限が過ぎた税額及び過年度分につきましては、特別徴収への切替はできません。また、「指定納期限」と記載がある納付書は、切替ができない場合があります。
- (2) 65歳以上で公的年金を受給されている方につきましては、年度途中での給与からの特別徴収への切替はできません。
- (3) 特別徴収開始月は、原則として、以下のとおりとなります。特に開始月の希望がある場合は、表外の「開始希望月」欄に記入してください。

- 毎月1日から10日までに到着した場合…翌月から特別徴収開始
(例) 7月10日に到着した場合…8月開始(税額通知書は7月末に発送します)
- 毎月11日から月末までに到着した場合…翌々月から特別徴収開始
(例) 7月11日に到着した場合…9月開始(税額通知書は8月末に発送します)

- (4) 提出された「特別徴収への切替申出書」のうち令和3年4月20日以降に受け付けたものについては当初に送付する通知書には反映されていないため、変更通知書により翌月以降に通知します。(特別徴収の開始月は7月以降となります。)
- (5) 二重納付防止のため、本人あてに送付された納期限前の普通徴収の納付書がある場合は、この申出書に同封してください。
本人あての「普通徴収の納税通知書」「納付済の領収証書」「納期限が過ぎた未納付の納付書」については、同封せず、本人に返却してください。
- (6) 普通徴収の納期限が間近である場合は、事前に京都市市税事務所法人税務担当(特別徴収担当)へ電話で連絡してください。

特別徴収への切替申出書

受 付 印

令和 年 月 日 提出	(宛先) 京都市長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所) (〒 -)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規
			フリガナ 名称 (氏名)	この申出 書に応答 される方	
			フリガナ	氏名	
			生年月日 大・昭・平 年 月 日 生	電話	

(納税義務者) 切替えを希望する者	現住所	普通徴収	年 税 額	円
	フリガナ	普通徴収の [] 期分から特別徴収への切替えを希望します。	納付済額	円
氏 名	生年月日 大・昭・平 年 月 日 生	普通徴収の [] 期分		期分 まで納付済
普通徴収 納税者コード (不明の場合は記入不要)	区 学区 町 氏名コード	納入書の要否	要 ・ 不要	すでに納入書を利用している場合・ 金融機関振替サービスを利用する場合等

連絡事項

- * 普通徴収の納期限が過ぎた税額及び過年度分については、特別徴収への切替えはできません。また、「指定納期限」と記載がある納付書は、切替えができない場合があります。
- * 65歳以上で公的年金を受給されている方については、年度途中での給与からの特別徴収への切替えはできません。
- * 特別徴収開始月は、原則として以下のとおりです。特に開始月の希望がある場合は、下欄に記入してください。

開 始 希 望 月	月
月 割 額 の 連 絡	月 日 までに必要
- * 〇毎月1日から10日までに右記提出先に到着した場合…翌月
- * 〇毎月11日から月末までに右記提出先に到着した場合…翌々月
- * 二重納付防止のため、普通徴収の納付書（納期限前のものに限る）を同封してください（納税通知書は同封しないでください。）。
- * 普通徴収の納期限が間近である場合は、事前に右記へ電話で連絡してください。

【提出先及び問合せ先】

〒604-8171 京都市中央区
 烏丸通御池下る虎屋町566番地の1
 井門明治安田生命ビル5階
 京都市市税事務所
 法人税務担当（特別徴収担当）
 (電話 075-213-5246)

特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)《茶色刷》の表示内容

年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の 決定・変更 通知書(特別徴収義務者用)

ア

イ ウ

エ

オ

カ

キ

ク

ケ

コ

サ

シ

様方

月	特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
	人数	納付額	人数	納付額	人数	納付額
6月分						
7月分						
8月分						
9月分						
10月分						
11月分						
額						

年 月 日

納定番号 宛名番号 市町村コード 個人番号 受給者番号 特別徴収税額 6月分 10月分 2月分 (摘要)

住 所 氏 名

変更月 月

- ア 特別徴収義務者の指定番号を表示しています。
- イ 特別徴収義務者の所在地、住所又は送付先を表示しています。
- ウ 特別徴収義務者の名称又は氏名を表示しています。
- エ 特別徴収義務者が年間に徴収する税額の合計を表示しています。
- オ 納税義務者のうち、特別徴収税額のある人数を課税人員欄に、税額のない人数を非課税人員欄に表示しています。ただし、変更通知書には表示していません。
- カ 各月ごとの、特別徴収税額がある人数(納税者数)及び特別徴収税額の合計額を表示しています。
- キ 納期の特例の承認を受けている場合は、その旨を表示しています。
- ク 各納税義務者の住所、氏名等を表示しています。
- ケ 各納税義務者の年間に徴収する税額の合計を表示しています。
- コ 各納税義務者の月別の徴収額を表示しています。
- サ 変更通知書において、税額の変更があった場合に、変更があった最初の月を表示しています。
- シ 変更通知書の場合は、異動理由等を表示しています。

※平成30年度分から、書面により送付する場合は、当分の間、「個人番号」及び「個人番号又は法人番号」の欄は記載しないこととなりました。(当該欄は空欄としています。)

年度途中で税額が減額となった場合について

年度当初の決定通知書作成後に通知内容に変更が生じた場合には、変更通知書を送付いたします。税額に増減がある場合の変更月(上図サ欄)は、原則として通知日の翌月以降となりますが、減額となる場合で、差額が翌月以降の変更前額の合計を上回る場合は、変更月が通知日以前の月となる場合があります。

(例)

● 当初の決定通知書の内容

特別徴収税額	納付	6月分	1,000	10月分	1,000	2月分	1,000
12,000	7月分	1,000	11月分	1,000	3月分	1,000	
	8月分	1,000	12月分	1,000	4月分	1,000	
	9月分	1,000	1月分	1,000	5月分	1,000	
	額						

● 変更通知書の内容(11月下旬発送分)

特別徴収税額	納付	6月分	1,000	10月分	500	2月分	0
4,500	7月分	1,000	11月分	0	3月分	0	
	8月分	1,000	12月分	0	4月分	0	
	9月分	1,000	1月分	0	5月分	0	
	変更月	10月					

通知が届いた時点で、既に11月分として1,000円徴収してしまっている

- 通知が届いた当月分(11月分)までは、変更前の金額でそのまま納入してください。
- 当月分までの差額(10月分500円+11月分1,000円)は、京都市から本人へ直接還付します。手続き書類が自宅に届くのをお待ちください。

※ 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)《緑色刷》の表示内容につきましては、京都市役所ホームページに掲載しております。

「京都市情報館」トップページ左上の **暮らしの情報** をクリック

- ➔ 市税 ➔ 市税の種類 ➔ 個人市・府民税(特別徴収)/給与支払報告書
- ➔ 個人住民税(市民税・府民税)の特別徴収制度について

退職手当等からの特別徴収の手続方法

1 退職手当等とは

退職手当，一時恩給等その他名称を問わず，退職によって一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与をいいます。

2 徴収及び納入について

退職手当等の支払者（特別徴収義務者）は，退職手当等の支払いをする際，退職手当等に係る市民税・府民税の合計額を徴収し，徴収した月の翌月の10日（休日又は金融機関の休業日に当たる場合は，その翌営業日）までに，**退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における受給者（納税義務者）の住所地の市町村に納入**することとされています。

3 「退職手当等の支払いを受けるべき日」とは

退職手当等の支払いを受ける権利が確定する日をいい，通常は退職した日になります。

また，会社役員等の退職手当等で，その法人の定款等により株主総会等の決議を要するものについては，その決議があった日になります。ただし，その決議が退職手当等を支給することだけを定めるにとどまり，具体的な支給金額を定めていない場合には，その金額が具体的に定められた日になります。

4 退職手当等に係る市民税・府民税が課税されない方 及び 徴収の必要のない方について

退職手当等に係る市民税・府民税が課税されない方	<ul style="list-style-type: none"> ① 退職手当等の収入金額が，退職所得控除額（13,14ページ参照）より少ない場合 ② 退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において，生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合
退職手当等に係る市民税・府民税を徴収する必要のない方	<ul style="list-style-type: none"> ① 退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において，国内に住所を有しない場合 ② 受給者（納税義務者）本人の死亡により支払われる退職手当等で，相続税の課税対象となる場合

5 納入手続について

退職手当等に係る特別徴収税額を納入する際は，同封の「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収の納入書」の「退職所得分」欄に該当税額を記入するとともに，**納入書裏面の「市民税・府民税納入申告書」**に必要事項を記入したうえで納入してください。

納入書の書き方 P.4参照

納入申告書の書き方 P.15参照

納入場所 P.2参照

6 納期の特例について

退職手当等に係る特別徴収税額の納入に当たっては，給与所得等に係る特別徴収税額と同様に，納期の特例制度を利用することができます。

詳細 P.3参照



7 「退職所得申告書」について

- 退職手当等の受給者（納税義務者）は、その支払いを受ける時まで、「退職所得申告書」（所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一様式となっており、税務署で配布しています。）を退職手当等の支払者（特別徴収義務者）に提出することとなっています。
- 「退職所得申告書」は、本来、退職手当等の支払者（特別徴収義務者）を経由して、退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所地の市町村へ提出することとなっていますが、退職手当等の支払者（特別徴収義務者）は、市町村长から特に提出を求められた場合以外は、提出する必要はありません。（退職手当等の支払者（特別徴収義務者）が保管することになっています。）
- 退職手当等の支払者（特別徴収義務者）は、「退職所得申告書」に基づき退職手当等に係る市民税・府民税の額（特別徴収税額）を計算することになります。

具体的な計算方法 P.13,14 参照

8 提出書類について

退職手当等の支払いを行った場合は、下表のとおり、受給者の区分に応じた書類を提出してください。

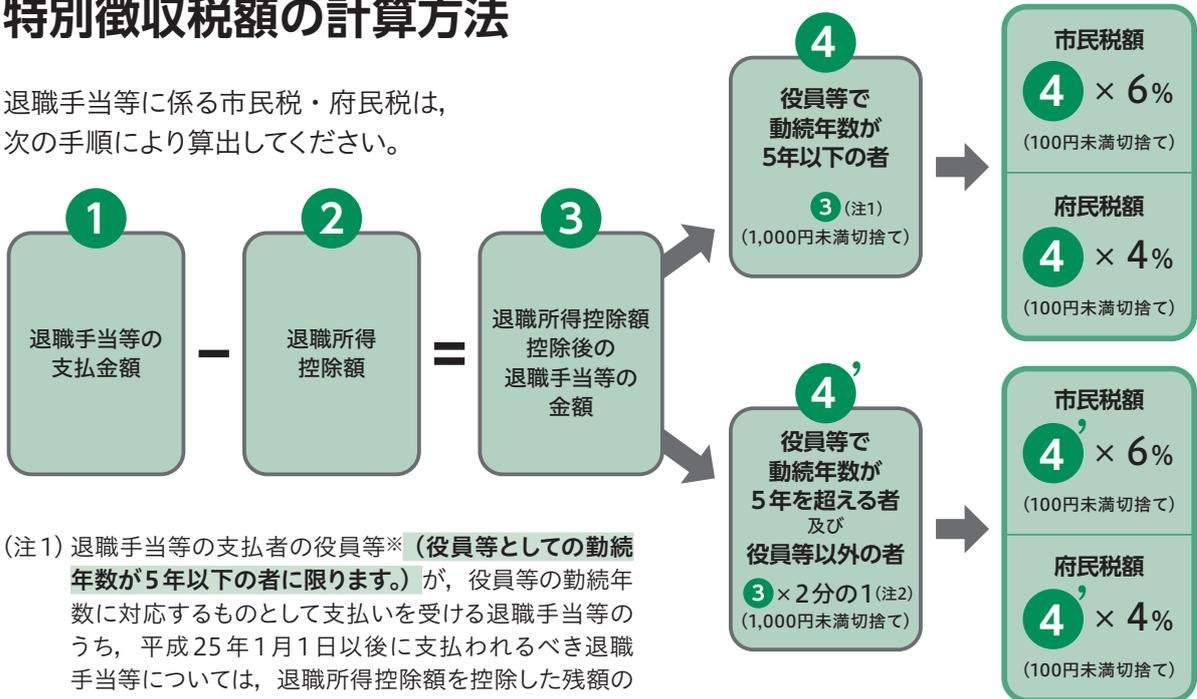
提出書類	受給者の区分	
	退職手当等の受給者 （納税義務者）が 法人の役員である場合（注）	退職手当等の受給者 （納税義務者）が 一般の従業員である場合
特別徴収票 所得税の退職所得の源泉徴収票と同一の用紙となっており、税務署で配布しています。	要提出 課税の有無に係わらず、退職の日以後1月以内に、京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）へ1部提出してください。	提出不要 ただし、退職所得申告書に「支払済みの他の退職手当等がある」旨が記載されている場合は 提出が必要です 。
退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収税額納入内訳届出書 ▶ 本手引書の 16ページ にありますので コピーして使用してください 。 ▶ 京都市ホームページからダウンロードもできます。	退職所得に係る市民税・府民税が 課税される場合は 、京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）へ 提出してください 。 記載方法 P.15 参照 退職所得に係る市民税・府民税が 課税されない場合は提出不要です 。	
納入申告書 （納入書裏面）	退職所得に係る市民税・府民税が 課税される場合は 、納入時に記載し 金融機関に提出してください 。金融機関を通じて京都市に提出されます。 記載方法 P.15 参照 退職所得に係る市民税・府民税が 課税されない場合は提出不要です 。	

（注）ここに記載されている法人とは、人格のない社団又は財団も含まれます。また法人の役員とは、取締役、理事、監事、清算人又はその他役員（相談役及び顧問を含みます。）のことをいいます。

退職手当等からの特別徴収税額の計算方法

1 特別徴収税額の計算方法

退職手当等に係る市民税・府民税は、次の手順により算出してください。



(注1) 退職手当等の支払者の役員等※(役員等としての勤続年数が5年以下の者に限ります。)が、役員等の勤続年数に対応するものとして支払いを受ける退職手当等のうち、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置の適用はありません。

(注2) 勤続年数5年以下の法人役員等以外の者が、支払いを受ける退職手当等のうち、令和4年1月1日以後に支払われるべき退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分については2分の1とする措置の適用はありません。

※「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
①法人税法第2条第15号に規定する役員
②国会議員及び地方議会議員
③国家公務員及び地方公務員



2 退職所得控除額の計算

退職所得控除額は、下記(1)～(3)により算出してください。また、14ページに「退職所得控除額表」(勤続年数と控除額の一覧表)を掲載しています。

(1) 退職所得控除額の計算方法

勤続年数	退職所得控除額
勤続年数が20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たない場合は、80万円)
勤続年数が20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

(2) 勤続年数について

退職所得控除額の計算をする際は、勤続年数に1年未満の端数がある場合、これを切り上げて1年とします。

(3) 障害者になったことに基因して退職した場合

退職手当等の受給者(納税義務者)が、障害者になったことに直接基因して退職した場合は、上記(1)の計算によって算出した金額に100万円を加算した金額を退職所得控除額とします。

(4) 退職所得控除額表

勤続年数 (年)	退職所得 控除額 (万円)	勤続年数 (年)	退職所得 控除額 (万円)	勤続年数 (年)	退職所得 控除額 (万円)	勤続年数 (年)	退職所得 控除額 (万円)
1	80	11	440	21	870	31	1,570
2	80	12	480	22	940	32	1,640
3	120	13	520	23	1,010	33	1,710
4	160	14	560	24	1,080	34	1,780
5	200	15	600	25	1,150	35	1,850
6	240	16	640	26	1,220	36	1,920
7	280	17	680	27	1,290	37	1,990
8	320	18	720	28	1,360	38	2,060
9	360	19	760	29	1,430	39	2,130
10	400	20	800	30	1,500	40	2,200

3 算出上の注意点

(1) 「退職所得申告書」に「支払済みの他の退職手当等がある」旨が記載されている場合

支払われる退職手当等の支払金額と退職所得申告書に記載されている支払済みの他の退職手当等の支払金額を合算した金額から、退職所得控除額を控除した金額について特別徴収税額を求め、その税額から支払済みの他の退職手当等から徴収された又は徴収されるべき税額を控除して算出してください。

また、この場合、退職手当等の受給者（納税義務者）が一般の従業員であっても特別徴収票の提出が必要となります。

(2) 「退職所得申告書」の提出がない場合

13ページ「1 特別徴収税額の計算方法」の要領で計算してください。

(3) 退職手当等を分割支給する場合

受給者（納税義務者）に退職手当等を分割して支払う場合は、まず、支払うべき退職手当等の総額について特別徴収税額を算出してください。この算出された税額を、各々の分割した支払金額の割合にあん分し、支払いのつど徴収し納入してください。（100円未満の端数がある場合は最初の納入時に加算してください。）



退職所得に係る市民税・府民税の納入申告書・納入内訳届出書の記載例

〈納入申告書〉は、納入書の裏面にあります。
 納入時に必要事項を記入し、金融機関に提出してください。

【記載例】

市民税 府民税		納入申告書	
(宛先)京都市長		(受付印)	
令和 3年10月11日 提出			
令和3年9月分	人員	2 人	
退職手当等 支払金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	¥36438770	
特別 徴 収 税 額	市民税	¥686600	
	府民税	¥457700	
特別 徴 収 義 務 者	住所又は 所在地	604-8571 京都市中京区寺町通御池上 上本能寺前町488番地	
	氏名又は 名称	洛中商事株式会社 	
法人番号 又は 個人番号	1234567890111		
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定 により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入に ついて申告します。			

表面の納入書と同じ「年・月」
を記入してください。

人員欄に記入された者に対し
て支払った退職手当等の金額
の合計額を記入してください。

退職手当等から特別徴収し
た市民税及び府民税のそれ
ぞれの合計額を記入してくだ
さい。

退職手当等から市民税・府
民税を特別徴収した人員を
記入してください。

退職手当等の支払者（特別
徴収義務者）の住所又は所在
地、氏名又は名称を記入し、
押印してください。

退職手当等の支払者（特別
徴収義務者）の法人番号又は
個人番号を記入してください。

〈納入内訳届出書〉は、
京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）まで提出してください。

【記載例】

退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収税額納入内訳届出書						
特別徴収義務者の所在地（住所）・名称（氏名）	特別徴収義務者指定番号 180001					
所在地（住所）：〒604-8571 京都市中京区 寺町通御池上上本能寺前町488番地	担当者の所属・氏名・電話番号 (所属) 人事課 (氏名) 鴨川 花子 (電話) 075-123-4567					
名称（氏名）：洛中商事株式会社	報告人員 2 人					
納税月 令和 3年 9 月分	納税年月日 令和 3年 10 月 11 日					
納税額 1,144,300 円						
退職手当等の支払いを受ける者の 住所・氏名	退職所得控除額の 計算基礎となった勤 続期間及び勤続年数	退職手当等の支払金額 及び支払日 (ア)	退職所得控除額 (イ)	退職所得控除後の金額 (ア) - (イ)	徴収した市民税・府民税額	
住所 京都市北区紫野〇〇町33	自昭和61年 10月 1日 至令和3年 9月 30日 勤続 35年(一年未満は切上げ)	27,485,570 円 令和3年 9月 28日	18,500,000 円	8,985,570 円	市民税額 269,500 円 府民税額 179,600 円	
氏名 左京 次郎	左の者が特定役員 (注) である場合は○ をしてください。(法人の役員の場合は 退職所得の特別徴収票の提出も必要です。)	他の退職手当等の 支払金額がある 場合の計算内訳	他の支払者からの退職手当等を合算したう えで特別徴収税額を算出した場合は、計算内訳を ここに記入してください。		合計税額 449,100 円	
住所 京都市伏見区〇〇町681	自平成29年 1月 1日 至令和3年 9月 17日 勤続 5年(一年未満は切上げ)	8,953,200 円 令和3年 9月 17日	2,000,000 円	6,953,200 円	市民税額 417,100 円 府民税額 278,100 円	
氏名 右京 三郎	左の者が特定役員 (注) である場合は○ をしてください。(法人の役員の場合は 退職所得の特別徴収票の提出も必要です。)	この欄に書ききれない場合は、 計算内訳書を添付してください。			合計税額 695,200 円	
退職手当等を分割して支給する場合は、以下の欄に記入してください。						
退職手当等の 支払いを受ける者の 住所・氏名	退職所得控除額の計算 基礎となった勤続期間	勤続年数 (一年未満は切上げ)	退職手当等の支払金額 (ア)	退職所得控除額 (イ)	退職所得控除後の金額 (ア) - (イ)	
氏名	自 年 月 日 至 年 月 日	年	円	円	円	
退職 手当 等 の 分 割 内 訳	分割支払期間	分割回数	退職手当等の支払金額 及び税額 (ア)	既に支払った金額 及び税額 ①	今回支払う金額 及び税額 ②	未払い金額及び税額 (ア) - (①+②)
	年 月 から 年 月 まで	回分割のうち 回目	円	円	円	円
	今回の支払日	[分割回数が多い場合は分割 明細書を添付してください。]	円	円	円	円
	年 月 日		円	円	円	円
			合計税額 ③+④	円	円	円

役員以外の例
役員の場合

(注) 特定役員とは、法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員及び地方議会議員並びに
国家公務員及び地方公務員で、役員等としての勤続年数が5年以下である人をいいます。

給与からの特別徴収について

給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書について

退職手当等からの特別徴収について

名称等の変更届出書について

受 付 印

退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収税額納入内訳届出書

特別徴収義務者の所在地 (住所) ・ 名称 (氏名) 所在地 (住所) :		特別徴収義務者指定番号	
名称 (氏名) :		担当者の所属・氏名・電話番号 (所属) (氏名) (電話)	
納入月 令和 年 月 日	提出日 令和 年 月 日	納入年月日 令和 年 月 日	報告人員 人
納入税額		納入税額	

退職手当等の支払いを受ける者の住所・氏名	退職所得控除額の計算基礎となった勤続期間及び勤続年数	退職手当等の支払金額及び支払日 (ア)	退職所得控除額 (イ)	退職所得控除後の金額 (ア) - (イ)	徴収した市民税・府民税額
住所	自 年 月 日 至 年 月 日 勤続 年 (一年未満は切上げ)	円 年 月 日	円	円	市民税額 府民税額
氏名	左の者が 特定役員 (注) である場合は○をしてください。 (法人の役員の場合は 特定役員 退職所得の特別徴収票の提出も必要です。)	他の退職手当等の支払金額がある場合の計算内訳			合計税額
障害者になったことに直接基因して退職した場合は○をしてください。					
住所	自 年 月 日 至 年 月 日 勤続 年 (一年未満は切上げ)	円 年 月 日	円	円	市民税額 府民税額
氏名	左の者が 特定役員 (注) である場合は○をしてください。 (法人の役員の場合は 特定役員 退職所得の特別徴収票の提出も必要です。)	他の退職手当等の支払金額がある場合の計算内訳			合計税額
障害者になったことに直接基因して退職した場合は○をしてください。					

退職手当等を分割して支給する場合は、以下の欄に記入してください。

(注) 特定役員とは、法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員及び地方議会議員並びに国家公務員及び地方公務員で、役員等としての勤続年数が5年以下である人を行います。

退職手当等の支払いを受ける者の住所・氏名	住所	氏名	分割回数	分割回数	退職所得控除額の計算基礎となった勤続期間	勤続年数 (一年未満は切上げ)	退職手当等の支払金額 (ア)	退職所得控除後の金額 (ア) - (イ)
年 月から 年 月まで	年 月 日	氏名	回数	回数	自 年 月 日 至 年 月 日	年	円	円
今回の支払日	年 月 日		回分割のうち	回分割のうち	退職手当等の支払金額	円	既に支払った金額及び税額	今回支払う金額及び税額
年 月 日			[分割回数が多い場合は分割明細書を添付してください。]		市民税額	円	円	未払い金額及び税額
					府民税額	円	円	(ア) - (①+②)
					合計税額	円	円	円

名称等の変更届出書の記載例

次の場合には、「給与所得等に係る特別徴収義務者の名称等の変更届出書」を京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）まで提出してください。（次ページにありますのでコピーして使用してください。また、京都市ホームページからダウンロードもできます。）

- 給与支払者の所在地、住所が変更された場合
- 給与支払者の名称（社名）、氏名が変更された場合
- 特別徴収税額の通知書等の送付先の変更を希望される場合
- 合併による変更が生じた場合
- その他、特別徴収事務に関する取扱いを変更された場合

【記載例】

給与所得等に係る特別徴収義務者の名称等の変更届出書

下記には届出日における所在地又は住所、名称及び代表者名又は氏名等を記入してください。

付 受 印 (宛先)京都市長 令和 3 年 8 月 20 日提出	特別徴収義務者 (給与支払者)	所在地又は住所 〒 604 - 8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	特別徴収義務者 指 定 番 号 180001	法人番号 1234567890111
		名称及び代表者名又は氏名 洛中商事株式会社 代表取締役社長 洛中正子	連 絡 先 所 属 担当氏名 電話番号 人事課 鴨川 花子 075 - 123 - 4567	

	変 更 前	変 更 後
特別徴収義務者 (給与支払者)	フリガナ キョウトシナキョウクヨシダ〇〇チョウ	キョウトシナキョウク テラマチドリオイケアガル カミホンノウマエチョウ
	所在地 又は住所 〒 606 - 8511 京都市左京区吉田〇〇町1番地	〒 604 - 8571 京都市中京区 寺町通御池上る上本能寺前町488番地
	フリガナ ラクチュウショウジカブシキガイシャ	
	名 称 又は氏名 洛中商事株式会社	変更なし
	電話番号 075 - 111 - 1111	075 - 123 - 4567

変更年月日 令和 3 年 8 月 16 日

変 更 事 項 該当する項目に☑してください。	(1)所在地、住所の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所の移転（登記簿所在地の変更（有・無） （有・無のいずれかに○を付けてください。） <input type="checkbox"/> その他（ ） (2)名称、氏名の変更 <input type="checkbox"/> 社名・氏名変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） (3)特別徴収関係書類の送付先の変更 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消 ※所在地、住所以外に、新規に送付先を設定される場合は、 変更後の欄に送付先の所在地又は住所及び名称又は氏名 を記入してください。	(4)合併による変更（登記上の扱いを記入してください。） <input type="checkbox"/> 新設合併 変更前の欄に消滅した法人の名称、所在地を記入してください。 （特別徴収義務者指定番号： ） 変更後の欄に新設した法人の名称、所在地を記入してください。 <input type="checkbox"/> 吸収合併 変更前の欄に消滅した法人の名称、所在地を記入してください。 （特別徴収義務者指定番号： ） 変更後の欄に合併後存続する法人の名称、所在地を記入してください。 （特別徴収義務者指定番号： ） ※合併後に名称、所在地を変更した場合は、届出書を別途作成して提出してください。 ※特別徴収義務者指定番号は京都市から指定されている指定番号を記入してください。 (5)その他 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一元化 <input type="checkbox"/> その他（ ）
---	--	--

※ 合併の場合、受給者（納税義務者）全員分の「給与所得者異動届出書」（転勤・退職等）についても必ず提出してください。

記入に当たっての注意点

- (1) 休業、解散又は合併により、特別徴収が継続できなくなる場合には、特別徴収の対象となっている受給者（納税義務者）全員（税額が0円のものも含む）について「給与所得者異動届出書」を京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）へ提出してください。
- (2) 法人市民税を京都市に納付いただいている法人については、別途、「法人等設立・解散・変更届出書」（京都市ホームページからダウンロードできます。）を京都市市税事務所法人税務担当（法人市民税担当）へ提出してください。

給与からの特別徴収について

給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書について

退職手当等からの特別徴収について

名称等の変更届出書について

給与所得等に係る特別徴収義務者の名称等の変更届出書

下記には届出日における所在地又は住所、名称及び代表者名又は氏名等を記入してください。

受 付 印 (宛先)京都市長	特別徴収義務者 (給与支払者)	所在地又は住所 〒 — —	特別徴収義務者 指 定 番 号 法人番号
	令和 年 月 日 提出	名称及び代表者名又は氏名	所 属 担当者氏名 電話番号

(給与支払者)		変 更 前	変 更 後
特別徴収義務者	フリガナ	〒 — —	〒 — —
	所在地 又は住所		
	フリガナ		
	名 称 又は氏名		
	電話番号		

変更年月日 令和 年 月 日	(1)所在地、住所の変更 <input type="checkbox"/> 事務所の移転 (登記簿所在地の変更 有・無) (有・無のいずれかに○を付けてください。) <input type="checkbox"/> その他 () (2)名称、氏名の変更 <input type="checkbox"/> 社名・氏名変更 <input type="checkbox"/> その他 () (3)特別徴収関係書類の送付先の変更 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消 ※所在地、住所以外に、新規に送付先を設定される場合は、 変更後の欄に送付先の所在地又は住所及び名称又は氏名 を記入してください。	(4)合併による変更 (登記上の扱いを記入してください。) <input type="checkbox"/> 新設合併 変更前の欄に消滅した法人の名称、所在地を記入してください。 (特別徴収義務者指定番号：) 変更後の欄に新設した法人の名称、所在地を記入してください。 <input type="checkbox"/> 吸収合併 変更前の欄に消滅した法人の名称、所在地を記入してください。 (特別徴収義務者指定番号：) 変更後の欄に合併後存続する法人の名称、所在地を記入してください。 (特別徴収義務者指定番号：) ※合併後に名称、所在地を変更した場合は、届出書を別途作成して提出してください。 ※特別徴収義務者指定番号は京都市から指定されている指定番号を記入してください。 (5)その他 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一元化 <input type="checkbox"/> その他 ()
変 更 事 項	該当する項目に☑してください。	

※ 合併の場合、受給者 (納税義務者) 全員分の「給与所得者異動届出書」 (転勤・退職等) についても必ず提出してください。

指 定 通 知 書

貴局（店）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市民税・府民税特別徴収税額の取扱局（店）に指定しましたので通知します。

- | | |
|------------|----------------|
| 1 認可又は承認番号 | 郵1業 第1588号 |
| 2 口座番号 | 01050-9-960166 |
| 3 加入者名 | 京都市会計管理者 |
| 4 取りまとめ局 | 大阪貯金事務センター |

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 店長

様

郵便局長

京 都 市 長

(公印省略)

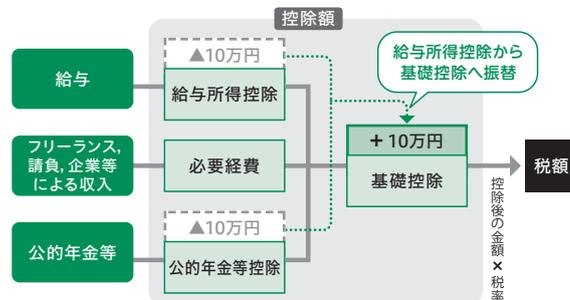
(注) 近畿2府4県の区域外の郵便局・ゆうちょ銀行に払い込まれる場合は、必ずこの通知書を、当該郵便局・ゆうちょ銀行へ御提出ください。

令和3年度から適用される主な税制改正

働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入がある方へのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額は一律10万円引き下げられ、どのような方にも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。

1 給与所得控除額に関する改正

1. 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
2. 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円とされ、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。



2 基礎控除の改正

1. 基礎控除額が10万円引き上げられました。
2. 合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者についてはその合計所得金額に応じて控除額が減減し、合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については基礎控除の適用はできないこととされました。

合計所得金額	基礎控除額 (改正前)	基礎控除額 (改正後)
2,400万円以下	33万円	43万円
2,400万円超～2,450万円以下		29万円
2,450万円超～2,500万円以下		15万円
2,500万円超		適用なし

3 所得金額調整控除の創設

下記に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合
(租税特別措置法第41条の3の3第1項)

- ア. 特別障害者に該当する
- イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ウ. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

◆ 所得金額調整控除額 = (給与等の収入額 (1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

2. 給与所得と公的年金等にかかる雑所得の合計が10万円を超える場合

◆ 所得金額調整控除額 = (給与所得 (10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得 (10万円を超える場合は10万円)) - 10万円

4 ひとり親控除及び寡婦(寡夫)控除に関する改正

1. 婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されることとなりました。
2. 上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、所得制限(所得500万円(年収678万円)以下)を設けることとなりました。

※ ひとり親控除、寡婦控除の適用は、事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないことが条件です。

※ 「同一生計の子」とは、他の人の扶養にならないうる所得が48万円以下の子と言います。

	所得500万円以下(年収678万円以下)			所得 500万円超
	死別	離別	未婚のひとり親	
性別不問 ※同一生計の子有	30万円	30万円	30万円	—
本人が女性	子以外を扶養	26万円	—	—
	扶養なし	26万円	—	—

※表中の数字は控除額

● 給与所得等に係る特別徴収事務についてのお問い合わせ先
 ● 給与支払報告書や給与所得者異動届出書の提出先

京都市市税事務所 法人税務担当(特別徴収担当)

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階
 Tel. (075) 213-5246 Fax. (075) 213-5305

※開庁時間 8:45 ~ 17:00 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始は閉庁)

※来庁される際は、公共交通機関を御利用ください。



(地下鉄)
「烏丸御池」出入口4-2番



(市バス)
「烏丸御池」下車すぐ



(車)
ビル駐車場を利用される場合は有料です。



(自転車) ビル駐輪場はありません。近隣の駐輪場「まちかど駐輪場」(30分まで無料)をご利用ください。

京都市の市区町村コードは「261009」です。京都市の指定金融機関は「三菱UFJ銀行京都支店」です。

● 個人の課税内容に関するお問い合わせ先

京都市市税事務所

特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)の個人の課税内容に関しては、受給者本人からお住まいの地域を担当する市税事務所市民税担当へお問い合わせください。

担当名	担当地域	電話番号(直通)	担当名	担当地域	電話番号(直通)
市民税 第1担当	北区 上京区	(075) 746-5824	市民税 第3担当	西京区 西京区洛西	(075) 746-5849
	中京区	(075) 746-5819		右京区	(075) 746-5843
市民税 第2担当	伏見区 伏見区深草	(075) 746-5834	市民税 第4担当	下京区 南区	(075) 746-5872
	山科区 伏見区醍醐	(075) 746-5837		左京区 東山区	(075) 746-5863

● ホームページ

京都市役所ホームページ(京都市情報館) <https://www.city.kyoto.lg.jp/>

〈申請書・届出書のダウンロード〉

「京都市情報館」トップページ左上の「暮らしの情報」をクリック

➡ 市税 ➡ 申請書届出書ダウンロード ➡ 申請書・届出書ダウンロードサービス一覧(法人・事業所関係)

ダウンロードしていただける申請書・届出書等

- 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- 特別徴収への切替申出書
- 特別徴収用納入書
- 退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収税額納入内訳届出書
- 給与所得等に係る特別徴収義務者の名称等の変更届出書
- 納期の特例に関する申請書
- 納期の特例取消し届出書
- 給与支払報告書(総括表・個人別明細書)
- 普通徴収とする切替理由書

〈特別徴収制度・給与支払報告書の提出〉

「京都市情報館」トップページ左上の「暮らしの情報」をクリック

➡ 市税 ➡ 市税の種類 ➡ 個人市・府民税(特別徴収) / 給与支払報告書

〈市民税・府民税の制度〉

「京都市情報館」トップページ左上の「暮らしの情報」をクリック

➡ 市税 ➡ 市税の種類 ➡ 個人市・府民税



「京都市情報館」トップページ左上の「暮らしの情報」をクリック

※各種届出書の郵送による提出の際に、以下のタグを切り取って、封筒に貼って使用してください。

QR

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る
 虎屋町566番地の1
 井門明治安田生命ビル5階

京都市市税事務所
 法人税務担当(特別徴収担当)

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る
 虎屋町566番地の1
 井門明治安田生命ビル5階

京都市市税事務所
 法人税務担当(特別徴収担当)

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る
 虎屋町566番地の1
 井門明治安田生命ビル5階

京都市市税事務所
 法人税務担当(特別徴収担当)